

作成日：2005年3月1日

## ハンガリー

### 1. 侵害対策に携わる行政・民間・司法・仲裁等

#### 【行政】

監督庁：「経済省」( Ministry of Economy )

住所： Honvéd street. 13-15, H-1055 Budapest

電話： (36.1) 302.23.55

FAX： (36.1) 302.23.94

<http://www.gm.hu>

「ハンガリー特許庁」( Hungarian Patent Office )

住所： Garibaldi street, 2 H-1054 Budapest

電話： (36.1) 312.44.00

FAX： (36.1) 331.25.96

<http://www.hpo.hu>

税関 (Vám- és Pénzügyőrség Közép-Magyarországi Regionális Parancsnoksága Szellemi  
Tulajdonjog-védelmi Osztály)

住所： Budapest XIV., Hungária krt. 112-114.

FAX： (36-1) 47 04 253

著作権の集中管理 (Ministry of National Cultural Heritage)

住所： Wesselényi street. 20-22, H-1077 Budapest

電話： (36.1) 487.71.00

文芸・音楽作品の著作権管理 (Society Artisjus Hungarian Bureau for the Protection of  
Authors' Rights)

住所： Mézáros street. 15-17, H-1016 Budapest

電話： (36.1) 212.15.43

FAX : (36.1) 212.15.44

ファインアート、工芸品、写真芸術作品の集中管理 (HUNGRAT Collecting Society of  
Hungarian Visual Artists)

住所 : Falk Miksa street. 30, H-1055 Budapest

<http://www.hungart.org>

実演家の権利管理 (Bureau for the Protection of Performers' Rights)

住所 : Városiligeti fasor 38, H-1068 Budapest

電話 : (36.1) 322.48.73

FAX : (36.1) 342.57.46

音楽録音物製作者の権利管理団体 (MAHASZ Hungarian Group of IFPI)

住所 : Csévi street. 18, H-1025 Budapest

電話 : (36.1) 391.42.00

視聴覚著者及び製作者の権利保護団体 (Hungarian Society for the Protection of  
Audio-visual Authors' and Producer's  
Rights(FILMJUS))

住所 : Bródy Sándor street. 14, H-1088 Budapest

電話 : (36.1) 266.46.92

FAX : (36.1) 266.46.93

## 【司法】

裁判所 : メトロポリタン裁判所 (Metropolitan Court)

住所 : Markó street. 27, H-1055 Budapest

ブダペスト控訴裁判所 (Budapest Appeal Court)

住所 : Fekete Sas street 3, H-1027 Budapest

最高裁判所 (Supreme Court)

住所 : Markó street. 16, H-1055 Budapest

## 【民間】

## The Chamber of the Hungarian Patent Attorneys

\* ハンガリーにおける特許弁護士団体に、約 150 名が登録されているが、多くは活動をしていない。

### 2. 侵害を発見したら。(侵害事件の発見から解決までのフロー)

ハンガリーの現行特許法である 1995 年特許法第 XXXIII によると、欧州連合外の自然人もしくは法人は、ハンガリー特許庁に対する手続きを行う場合、ハンガリー内の法的代理人を立てる必要があります。特許法 51 条は、ハンガリー特許庁の権限に属する特許に関するすべての問題は、ハンガリー国内に居所を有する認可を受けた特許弁護士(Patent Attorney)または弁護士(Attorney at law)がこれを代理すべきと規定しており、特許法 94 条では特許弁護士は裁判所手続において代理人となれるとしています。ハンガリーでいわゆる特許弁護士という職業は、工科大学もしくは自然科学系の大学の学位を有し、特許弁護士試験の試験に合格した者を意味しております。

特許弁護士の職務範囲自体は、1995 年法第 XXXII に定められており、これによりまず特許弁護士はすべての知的財産権問題の代理人となることができます。このように、ハンガリー特許弁護士は、特許庁での出願代理だけでなく、特許、実用新案、意匠、著作権、商標、発明報償、営業秘密の盗用、デッドコピー行為、知的財産について消費者を欺く行為等に関する法廷手続きを代理することが許されています。ただし、実際のところ、訴訟事件については弁護士と特許弁護士が共同で代理を行うことが一般的です。

訴訟を提起する前のステップとしては、侵害者に対して警告状を送付する場合がありますが、警告状の送付を受けた侵害者が特許庁に対して無効審判請求(特許法 80 条、42 条)を行った場合、あるいは権利者側からの侵害訴訟が提起される前に侵害者側が非侵害の確認審判請求(特許法 37 条)を特許庁へ提出した場合、裁判所における侵害訴訟手続は審判の最終決定が下されるまで中断される可能性があります。これらの審判の決定に対しては、さらに一審をメトロポリタン裁判所、二審をブダペスト控訴裁判所とする不服訴訟が係属する可能性がありますので、そうなれば侵害訴訟の進行と解決までの時間に相当の影響を及ぼすこととなりますので、警告状の送付が本当に解決につながるのか否かを慎重に検討する必要があります。

ハンガリーでは、侵害についての本訴提起前の差し止めの仮処分制度はなく、本訴の提起後もしくは本訴の提起と同時に事前の差し止め処分を申請する必要があります。(特許法

104 条パラグラフ 3 から 7、民事訴訟法 156 条) この事前差止処分を認める場合、裁判所は供託金の支払いを求められる場合があります。なお、事前差し止め処分は、侵害行為の開始から 6 ヶ月以内、もしくは侵害事実を知ってから 60 日以内に手続きを取ることができれば、この期間を経過してしまってから申請するよりも比較的容易に事前の差し止め命令を得ることができます。

仮処分申請の手続きが係属中に、無効審判や非侵害の確認審判が提起された場合、これらの請求内容から仮処分決定が延期される場合もありますが、仮処分の手続きが優先される傾向があります。

したがって、上記のような権利行使手続きの遅れを回避するため方策としては、メトロポリタン裁判所への本訴提起と仮処分の申請の検討を行い、できる限り早期に訴訟を提起することになります。

ハンガリーでの知的財産権侵害訴訟の一審はブダペストのメトロポリタン裁判所 (the Metropolitan Court) で、二審はブダペスト控訴裁判所 (the Budapest Appeal Court) で争われます。ハンガリーの一般裁判所制度のなかでメトロポリタン裁判所はブダペストの二審管轄裁判所と位置付けられていますが、知的財産権事件についてはメトロポリタン裁判所が一審管轄裁判所、ブダペスト控訴裁判所がその上級審として機能しています。控訴裁判所の判決に対しては、法への背反について最高裁判所に審査請求を行うことができます。

特許の侵害訴訟は、1995 年特許法 XXXIII 第 104 条規定により、メトロポリタン裁判所が第一審裁判所として審理を行います。そして、同裁判所の判決に対する控訴はブダペスト控訴裁判所が二審級の裁判所として審理を行います。

これらの裁判所以外には、特許問題に絡む損害賠償その他の問題の解決に仲裁裁判所を使用することについて当事者間に合意がある場合には、仲裁裁判所を利用することも可能です。

特許事件の審理を担当する判事は三名で、すくなくとも二名は科学技術の修士学位を有する判事が担当します。控訴裁判所も三名合議制ですが、担当する判事の技術的な知識に関する要件はありません。

商標侵害訴訟の一審裁判所はメトロポリタン裁判所であり、二審はブダペスト控訴裁判所で争われます。メトロポリタン裁判所に特別商標部が創設されてから、事件処理が迅速化しました。特許とは異なり、非侵害確認審判制度はありませんが、商標の取り消し請求を受ける可能性はあります。審理は三人の裁判官の合議制で行われますが、特許事件の場合と異なり、裁判官についての学位の要件はありません。差止め制度は特許と同様です。時間的制限も同様です。共同体商標の侵害事件については、メトロポリタン裁判所は共同体第一審裁判として機能し、メトロポリタン控訴裁判所が共同体商標第二審裁判所として機能しています。

実用新案権の侵害は 1991 年法 XXXXIII、意匠権侵害に対しては法 XLVIII の規定にもとづいて保護が図られますが、侵害発見後の対策としては上述した特許権侵害について述べたと同様に、権利有効性についての検討、無効審判請求、非侵害確認審判の請求の可能性、仮処分申請 / 訴訟提起の適否を検討します。

### 3. 知的財産権の保護期間と権利内容の概要

#### 【特許】

特許権者は発明の実施について排他的権利を有します。特許の存続期間は出願日から 20 年間です。

#### 【意匠】

意匠権の存続期間は 5 年間で、5 年毎、4 回まで更新ができますので、最長では 25 年間保護を受けることができます。

#### 【商標】

商標権の権利存続期間は出願日から 10 年間です。10 年毎に更新することができます。

### 4. 侵害に対する救済方法

#### 【特許・実用新案】

特許侵害に対する民事上の救済は、特許法 35 条に次のとおり列挙されています。

- ・ 侵害事実の宣言請求
- ・ 侵害を禁ずる差止め請求
- ・ 侵害者の宣言、その他による謝罪要求
- ・ 不当利得返還請求
- ・ 侵害品と侵害製品の製造に使用された設備の差し押さえ請求
- ・ 損害賠償請求

\* 差し押さえ物品の破棄または処分については、裁判所の裁量によります。

#### 知的財産権（特許含み）に対する刑事罰

TRIPS 協定第 61 条に規定を遵守するために 1978 年刑法典法 IV が改正された折に、著作権の海賊行為と悪意の商標偽造に対して刑事罰が規定されました。ハンガリーは、著作

権と商標偽造の海賊行為に対して刑事処罰を加えるという最低基準に上乘せして、特許、実用新案、意匠権、半導体マスク、地理的表示、不正競争の侵害に対する刑事罰も規定しました。

これら知的財産権の刑事犯罪を担当する捜査機関は、刑事起訴がなされる地域を管轄する警察本部です。

地理的管轄は原則的に容疑者の居所が原則ですが、容疑者が不明の場合には犯罪の場所を基準として決められます。

#### 【商標権】

ハンガリーでは詐称通用タイプのクレームについては、不正競争防止法が問題となる事案において取り扱われます。一つの訴訟のなかで、商標侵害と不正競争防止法上に基づく詐称通用を争うことは可能ですが、商標と不正競争について請求を同時に請求すると、メトロポリタン裁判所の商標部と不正競争部門の二部門での対応となるので、手続きはより複雑になります。

#### 【著作権】

##### 329 条 A 著作権と隣接権侵害罪

- ・ 文芸作品、科学又は芸術的創作物の作者の権利
- ・ 実演に関する実演家の権利
- ・ レコード製作者の権利
- ・ ラジオ又はテレビ番組に対する放送事業者の権利
- ・ 映画作品の製作者の権利

これらの権利を、利益を得る目的で、もしくは経済的損失が発生している場合、軽犯罪を構成し、二年以下の懲役または奉仕活動、もしくは罰金刑の対象となりうる。経済的損失が 200 万以上、5 千万 HUF を超えない場合であって、かつ商業目的で行われた著作権侵害に対しては、三年以下の懲役刑の対象となりうる。経済的損失が 5 千万 HUF 以上、5 億 HUF を超えない場合には、5 年以下の懲役、5 億 HUF 以上の場合には 2 年以上、8 年以下の懲役。過失による侵害に対しては 1 年以内の懲役または奉仕活動もしくは罰金刑に科せられると規定している。

##### 329 条 B 著作権及び隣接権に対する技術保護措置回避の罪

三年以下の懲役刑を規定。

##### 329 条 C 著作権管理に関する情報虚偽

二年以下の懲役または罰金刑を規定。

##### 329 条 D 産業財産権侵害罪

特許、実用新案、意匠、半導体集積回路配置、商標、地理的表示を模倣し、かつ経済的

損失が発生している場合、軽犯罪を構成し、二年以下の懲役または奉仕活動、あるいは罰金に処せられる。

経済的損失が 200 万以上、5 千万 HUF を超えない範囲であり、侵害行為が商業目的である場合、三年以下の懲役。

経済的損失が 5 千万 HUF 以上、5 億 HUF を超えない場合には、5 年以下の懲役、5 億 HUF 以上の場合には 2 年以上、8 年以下の懲役。

その他の犯罪：製品の虚偽販売罪（296 条 ;3 年以下の懲役） / 消費者詐欺罪(296 条 A ; 2 年以下の懲役、または罰金) / 営業秘密侵害罪（300 条; 3 年以下の懲役）

## 5. 税関取り締まり制度

税関での知的財産権侵害物品の検査と水際取締りを行っている。この法律上の根拠は、まず、TRIPS 協定加盟国である。よって、TRIPS 協定第 4 章 51 条から 60 条を遵守するための法律規則があります。

欧州共同体規則、すなわち、知的財産権侵害被疑物品に対する税関取り締まりと侵害物品に対する措置に関する理事会規則（EC）No. 1383/2003 と、これを施行するための委員会規則（EC）No.1891/2004 が、2004 年 5 月 1 日以降、ハンガリーで効力を有するものとなっています。

取り締まり対象となる権利は、特許、実用新案、登録意匠、登録商標、著作権で、輸入、輸出、再輸出、通過について取り締まりが行われます。

被疑物品が模倣品であるか否かまたは権利侵害物品であるか否かの判断を行うために必要な期間は、物品を留置します。

特定の知的財産権に関する税関検査と取り締まり措置の申立ては、ブダペスト所在の中央税関本部へ提出します。

税関検査と取り締まり措置の申請に必要なものは以下の通りです。

- ・ 理事会規則の附則 I に基づく正式申請
- ・ 対象知的財産権が実在し、これを所有する旨の証書（権利の登録証）
- ・ 委任状
- ・ 知的財産権を侵害し、検査と取り締まり対象となる物品に関する情報（できるならば、写真やくわしい背景情報などがあるとより望ましい）
- ・ 理事会規則の附則 I-B に基づく、侵害物品の保存、破棄費用など、税関による活動の結果生じた費用の負担を引き受ける旨の正式な約定書

権利者は、申請受理通知を税関から受領した日から 2 週間以内に権限を有する裁判所( 殆どのケースでは、一審はブダペストのメトロポリタン裁判所 ) へ侵害訴訟を提起します。海賊品や偽造品の場合には、民事上の手続だけでなく、刑事起訴が可能かどうか、などの検討がなされています。